

あつぎ

# 農委だより



今こそ、農業に女性の力を。



# 女性農業者のある1日に密着!

日本の農業は今、大きな転換期にあります。

高齢化・担い手不足・耕作放棄地の増加・気候変動が進む中で、これまでとは違う視点や発想が求められています。

そうした今だからこそ、女性が農業に関わることがさらなる未来

への希望につながります。

最近では農林水産省が、職業として農業を選択する女性を増やそうと女性農業者のネットワークづくりや情報交換を積極的に行っています。

そこで今回は、本市の女性農業者で農業委員を務める小池よし子

さん(72)と高澤友紀子さん(69)の1日に密着しました。

## 農業委員として

2人は令和4年から農業委員として活動をしており、農地の貸借・転用許可など、毎月開催される総会に出席して審議を行うほか、現地調査への同行、担当地区の農地パトロールや近隣農業者からの相談を受けるなど、委員の仕事は多岐にわたります。

## 女性農業者として

小池さんは42アール、高澤さんは84アールの農地を耕作しており、JAあつぎ農産物直売所などで野菜や加工品を販売しています。また、2人はJAあつぎ女性部に所属し、農業の魅力を広げるため、地場農畜産物を使用した料理教室の講師をしています。

依知南地区で、農業の効率化を目指し、新たな取り組みが始まっています。

## 依知南地区で農業用ドローンが飛行中!



肥料を散布中

「きっかけは、高齢な両親の負担軽減のためでした」と森屋さん。農業に励む両親の姿を間近で見ってきたからこそ、ドローンを使って体の負担を少しでも減らすことで、1日でも長く、農業を続けられるよう力になりたいと思い、取り入れたそうです。

活用中のドローンは肥料が散布できるもので、農地を効率的に回るルートがプログラミングされており、難しい操作の必要はありません。初めは両親の農地でドローンを活用していましたが、次第に周りの農業者から「うちの農地も手伝ってほしい」という声が寄せられました。

この活用には地域農業の未来を見据えた森屋さんの考えがあります。

「高齢化による厚木市の農業の衰退を心配しています。農業者が少しでも農業を長く続けられるよう、行政と関係団体による支援を期待しています。また、農作業の効率化はもちろん、地域農業に貢献できるよう努力したいです」と語ってくれました。

### 高澤友紀子委員の1日

- 6:00 起床
- 10:00 農地の巡回 担当地区の作付け状況を確認しました。
- 13:30 定例総会に出席 毎月、農地法に基づく事項について審議をしています。
- 15:00 事務局職員と打ち合わせ 農地に関する証明の相談がありました。
- 16:00 JAあつぎ女性部の講座準備 地域で酒まんじゅうやハンドメイド講座を開催しています。
- 18:30 帰宅

### 小池よし子委員の1日

- 6:10 起床
- 10:00 JAあつぎ主催料理講習会 フルーツぼた餅づくりの講師をしました。
- 12:00 女性農業者と意見交換 作物の様子なども情報交換をしました。
- 15:00 現地確認 事務局職員との連携が大切です。
- 16:00 出荷準備 手作りのポップやレシピを作りました。
- 18:30 帰宅

高澤さんは「自分が作った野菜を買っていただき、利益が出た時にうれしいと思いました。一方で力が必要な作業や農機の操作などは苦勞しますね。周りの女性農業者からも、操作しやすい農機が増えてほしいとの声をよく耳にします。そんな苦勞もありますが、農業は楽しいです。もっと魅力を広げていきたいですね」と語ってくれました。

自然と共に生き、暮らしを支え、地域を元気にする農業。女性ならではの感性や発想は、新しい価値を生み出し、農業の可能性をさらに広げてくれるはずです。

農業用ドローンを使用するには、航空法をはじめとする国のルールなどが定められています。安全かつ適切に活用するため、国土交通省のホームページを確認してください。

国土交通省  
ホームページ  
二次元コード



新規就農者紹介

山本卓史さん(30)

ラズベリーのおいしさを全国に

真っ赤に熟したラズベリーを一粒一粒丁寧に収穫する山本さん。国内では珍しいラズベリー農家です。

交配による品種改良を行うことで、課題を克服しました。  
小さな果実、大きな夢



山本さんの育てるラズベリーは、その独特な香りと優しい甘さが魅力。「鼻に抜ける良い香りと、輸入品とは違う優しい甘さを味わってほしい」とその違いを強調します。

学生時代に研究に熱中



ラズベリーとの出会いは学生時代、東京農業大学在学中にさかのぼります。初めて完熟したラズベリーを口にした際、その独特な風味に感動し、「この感覚をもっと多くの人に届けたい」と品種の研究にのめり込みました。

国産ラズベリーが市場にあまり流通していない理由は、日持ちの悪さにあります。そこで山本さんは、日持ちの良い品種を選抜し、



山本さんが育てるラズベリーの収穫は、6~7月と10~11月の年2回です。完熟したものを摘み取ります。



そんな情熱が詰まったラズベリーは、JAあつぎ農産物直売所やネットで販売されているほか、市場や都内のホテルにも出荷されています。

50年の感謝と新たに紡ぐ朝市の未来

昨年、50周年を迎えた厚木市民朝市。第一次オイルショックで物価高に直面した市民生活を支えるため、農業者が中心となって県内初の朝市としてスタートしました。

当時、農畜産物は市場へ出荷することが主流で、直売という方法はほとんどない時代。そうした中で、朝市の開設は都市近郊農業のあり方に一石を投じ、新しい農業のあり方として注目されるようになりました。

現在は23店舗が出店しており、開設以来、「新鮮で安心・安全な農畜産物をよりお求めやすい価格で提供する」を理念とし、野菜や果物など四季折々の新鮮な農畜産物、豆腐やパンなどといった加工食品が所狭しと並びます。

そして、朝市の最大の魅力は、出店者との会話を楽しみながら買い物ができることです。早朝からお目当ての品物を求め、多くの来場者で会場がにぎわうと、出店者とお客様の楽しそうな会話が飛び交います。その風景は、今ではすっかり厚木の日曜早朝の風物詩



多くのお客様でにぎわう朝市



開設50周年式典の様子

として定着しています。

近年、食費や光熱水費などが、過去に例がないほど高騰しています。このような状況の中、朝市は開設当初の原点に立ち返り、市民の皆様の生活を支えるため、地元で採れた新鮮で安心・安全な農畜産物などをお手頃価格で提供していきます。

あつぎのうまいもんが集結！日曜は早起きして朝市へ！

厚木市民朝市へ行こう

開催日：毎週日曜（雨天決行。1月の第1日曜はお休み）

時間：午前6時から午前7時まで

場所：厚木市文化会館駐車場（恩名1-9-20）

※季節によって、お得な特別市やフェアなどを開催します。

詳しくは市ホームページをご覧ください



【問い合わせ先】 農業政策課 ☎225-2801

使わない農地 貸しませんか？

～農地中間管理事業で安心して貸し借りをしましょう～

借り手探しと手続きは、都市農業支援センターにご相談を！

都市農業支援センターでは、JAあつぎなどと協力・連携し、農地の貸し借りのマッチングを行っています。

「相続した農地の管理に困っている」「農地を所有しているけど耕作ができない」「耕作の規模を縮小したい」「農業からのリタイアを考えている」など、使わない農地がある場合は、都市農業支援センターへご相談ください。

使わなくなった温室や農業用倉庫なども、借りたい方がいます。



農地を貸借すると市から奨励金が交付されます

農地中間管理事業を利用し、農地を貸し借りすると、貸した方、借りた方それぞれに、市から農地流動化奨励金が交付されます。市独自の制度です。

【問い合わせ先】

農業政策課 ☎225-2800

貸借期間	100㎡当たり単価
3年以上6年未満	1,000円
6年以上9年未満	2,000円
9年以上	3,000円

※100㎡未満は切り捨て

契約期間が終了すると、農地は返還されます

貸し借りに当たっては、農地中間管理事業の利用がおすすめです。貸借期間や賃料などを書面で交わし、契約期間が終了すると、農地は所有者に返還されるので、安心して貸し出すことができます。

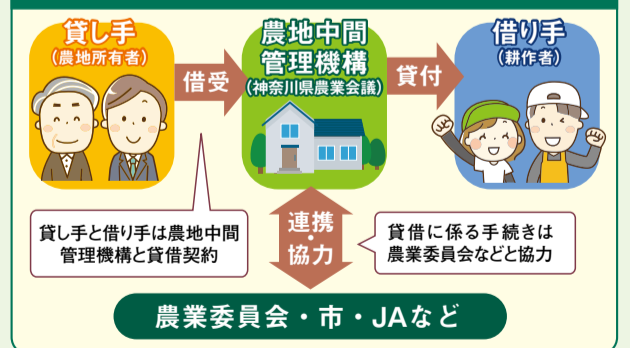
相談や書類は、都市農業支援センターでお受けします。

お気軽にご相談を！

都市農業支援センターは、市と農業委員会、JAあつぎの三者で運営しています。農地の貸し借りのほか、就農や経営の相談、農作業の依頼など、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 都市農業支援センター ☎221-5511 (JAあつぎ本所2階)

農地中間管理事業の仕組み



農業委員・農地利用最適化推進委員の活動記録

新規就農者の農地を訪問しました

地域の就農者の状況を把握し、今後の農地最適化活動に生かそうと、4月下旬の3日間、4地区において、農業委員・農地利用最適化推進委員が、新規就農者7人の農地を訪問し、作付けや経営状況の確認を行いました。

この訪問事業は、都市農業支援センターが定期的に行っている新規就農者の農地巡回に、委員も同行したものです。昨秋に初めて実施し、今回は2回目の実施となりました。

支援の必要性を実感

農地を訪れた委員たちは、新規就農者と面談を実施。耕作面積や作目、売上の状況、課題などを聞き取り、鳥獣被害や耕作農地の分散、売上の伸び悩みといった個々の課題に対し、助言や協力を申し出ていました。

参加した委員は、「お互いの顔や名前を覚えることができ、今後



経営の状況を聞き取り、アドバイスをする委員たち

は気軽に声掛けできる」「就農して利益を出していくのは本当に変なこと、多くの人の支援が不可欠」「効率化のため、農地の集約化を支援していきたい」などと、支援の必要性を実感していました。

また、「栽培技術だけでなく、いかに利益につながる販売をするか、営業技術やセンスも磨いてほしい」「これから暑くなるので、熱中症予防など、体調管理に気を付けて」といったアドバイスや温かい言葉も寄せられました。

一方、新規就農者からは、「地域の方々に現状を見てもらい、知っていただくことで心強く感じる」「今回の訪問が励みになる」といった声が聞かれ、委員との交流や支援に感謝していました。

新規就農者の確保と育成を

近年は、農業者の高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の増加が全国的な課題となっており、本市においても、新規就農者の確保・育成が重要となっています。今後も引き続き、関係機関と協力・連携し、課題解決に取り組んでまいります。



作付け状況を確認

農地転用について

農地転用とは、農地を駐車場や資材置場など、農地以外のものにすることを言います。

このような場合は、農地法の規定に基づく手続きが必要です。農地法では、農地の生産力や周辺の土地利用状況などによって農地を区分しています。

農業振興地域農用地区域、甲種農地及び第1種農地といった優良な農地は、原則転用ができません。また、転用可能な農地であっても明確な土地利用計画がなければ転用は認められません。

※農地の区分を確認するには、土地の所有者本人もしくは所有者

からの委任状をお持ちの代理人が窓口にお越しいただく必要があります。

無断転用は違反です

農地転用の許可を受けず、無断で農地を転用した場合、所有者または事業者は、原状回復命令や罰則などが科せられることがあります。

なお、市街化区域内の農地は届出の受理をもって転用できます。また、許可後に、事業計画どおりに転用しなかった場合は、許可の取り消しや原状回復などの命令処分が下されることがあります。農地転用を検討している場合は、必ず事前にご相談ください。

農地の区分表

農地の区分		許可の方針
市街化調整区域	<b>農用地区域内農地</b> 市町村が定める農業振興地域整備計画において、指定された区域内の農地	<b>原則不許可</b>
	<b>甲種農地</b> ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団的(おおむね10%以上)に存在し、高性能農業機械で耕作が可能な農地	<b>原則不許可</b> 例外許可 ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など
	<b>第1種農地</b> 集団的(おおむね10%以上)に存在し、生産力の高い農地	<b>原則不許可</b> 例外許可 ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など
市街化区域	<b>第2種農地</b> 小集団で生産力が低く、市街地として発展する可能性のある農地	<b>第3種農地に立地困難な場合等に許可</b>
	<b>第3種農地</b> 市街地にある農地または市街地化の傾向が著しい区域内の農地	<b>原則許可</b> <b>届出により転用可能</b>

編集手記

今回は「女性農業者」と「厚木市民朝市50周年」などを記事にしました。

近年、農業界において女性の活躍が注目されています。

市内でも、多くの女性農業者が地域の農業を支え、独自の視点やアイデアを持って新たな挑戦をしています。

彼女たちの情熱と努力は、農産物の品質向上や新しい販売方法の開発に寄与し、地域の農業を活性化させています。

また、厚木市朝市が50周年

を迎えたことは、地域の農業と市民との絆を深める象徴的な出来事です。

朝市は新鮮な農畜産物を提供するだけでなく、地域のコミュニティを育む場としても重要な役割を果たしており、これからも、地域の農業の魅力を発信し続けていくことを期待します。持続可能な農業の推進に向けて、多様な人材が活躍できる環境を整え、地域全体で支えあうことで、市の農業がさらに発展し、次世代へと受け継がれてほしいと思います。

(農業委員〇)

国が支える 安心が大きくなる

# 担い手積立年金

- 農業に従事されている方は誰でも加入できます**  
60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)で、年勤60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。  
家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています
- 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます**  
自分が必要とする年金額に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経費の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。
- 税制面で大きな優遇措置があります**  
●支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。  
●農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。  
●将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。  
(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)  
つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります

詳しくは... 農業者年金基金

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

# 全国農業新聞

お申し込みは 農業委員会事務局へ